

逗子市女性のテレワーク支援業務委託仕様書

1 目的

逗子市は、東京、横浜への通勤圏に位置する住宅地であり、15 歳以上の就業者の 70%が市外へ通勤をしている。女性の労働力は「25 歳～29 歳」の時点で 86.3%としながら、以降の年齢階級では減少を続け、「35 歳～39 歳」で 74.0%と落ち込んでいる。「50 歳～54 歳」には 77.8%まで回復するが、以降は緩やかに減少を続け、典型的な M 字カーブとなっている。このような状況の一因として、市内で働く女性が子育てをしながら出勤することの難しさが考えられる。子育て期前の女性の就業率の高さから、市内における子育て期以降の女性の潜在的労働力は高いと考える。一方で就業意欲に対し環境が整っていない状況があることから、テレワーク就業等地域内での働き方を示すことにより、多様なライフスタイルを持つ女性が、それぞれのライフステージで自分らしく輝き続けることができる魅力的なまちを目指す。

2 委託業務名

逗子市女性のテレワーク支援業務

3 委託期間

契約日から令和9年3月 31 日まで

4 業務内容

(1) 女性の働き方/テレワークスキルアップセミナーの実施

結婚・出産・子育て等の理由で離職し、現在就業を検討・予定している女性を対象に、仕事と家庭の両立等の不安を解消し、就業意欲を高め、具体的な就業に向かう動機付けとなる有効な取り組みとして、逗子市商工会との連携により地域で活躍する女性による交流会等を実施し、自分らしく社会で活躍する選択肢を広げていく機会を創出する。また、当該事業では、女性のライフステージに合った働き方として自宅で就業が可能であるテレワーク就業を目指すため、実践的な内容のセミナーを実施し、ロールプレイング等を通じて就業に直結する就業支援を実施する。さらに、セミナー参加者同士の交流を通じてネットワークを構築することで、孤立することのないサポートを行う。また、希望者に対しては、逗子市商工会と連携し、創業スクールへの参加促進や、地域事業者とのマッチングの機会を設けることにより、地域に根ざした多様な働き方の推進を図る。

① 実施期間

令和8年9月から令和8年 12 月末日(全6回)

・効果的な開催日時を設定すること。(各回 2.5 時間想定)

② 実施方法

- ・逗子市指定会場及びオンラインでの開催とし、オンライン開催の場合は「ZOOM」等のアプリを利用すること。
- ・逗子市指定会場で開催する際は、子ども同伴可能なスペースを確保する等、子ども連れでも受講できるよう配慮すること。
- ・講義毎に課題の提示等によりスキルの定着機会を設けること。
- ・参加者からの質問は随時オンラインで受け付けること。
- ・ストリーミング配信により、参加者が必要に応じて講義を視聴できるようにすること
- ・ストリーミング配信による受講を含めた参加者の受講状況を適宜把握し、フォローアップすること。

③ 講師

- ・オンライン上では講師1名が登壇すること。
- ・事業目的を理解している講師等を選定すること。

④ 実施内容

- ・参加者がキャリア目標を設定し、セミナー終了後の働き方のイメージにつなげるための効果的な内容とする。
- ・ロールプレイング等の実践的な内容とし、就業に直結するカリキュラムとする。
- ・参加者同士の交流を通じ、ネットワークを構築し、孤立することがないようにサポートを行う。
- ・地域に根差した多様な働き方を推進するため、逗子市商工会等関係機関と積極的に連携し、ロールモデルとなり得る商工会員との交流機会や創業セミナーへの参加促進、地域事業者とのマッチングの機会を創出する。

⑤ 想定参加人数

30名

(2) キャリアコンサルティング・就業機会の提供の実施

希望者に対してオンライン面談を実施する等、就業機会の提供を行う。なお、メール、チャットでの相談は随時受付とすること。

セミナー終了後、参加者の就業フォローアップを実施し、令和9年2月末までに就業状況について追跡調査結果の報告を行うこと。

(3) オンラインサポート体制

次の内容について、オンラインサポート体制を整えること。

- ・応募書類(履歴書・職務経歴書)の作成アドバイス

- ・就職活動時の自己 PR・職務経歴の作成サポート
- ・テレワークでの求人情報の探し方アドバイス・情報提供
- ・オンライン面接を受けるにあたってのトレーニングなど

(4) イベントの企画・人員手配業務

企画にあたっては、参加者の興味・関心が見込める内容となるようなテーマを設けること。なお、事業の詳細については、市と協議の上、決定すること。

(5) 広報・PR 業務

参加者の募集にあたっては、講義内容等を魅力的に伝える効果的な情報発信方法等を提案すること。

(6) 管理運營業務

セミナーに係る事務局運営、参加受付等のシステム全般の管理運営及びセミナー期間中の参加者のサポート体制を整え、実施すること。

5 業務報告

事業効果を把握するため、セミナー受講状況、参加者アンケート調査及び就業状況(就業の有無、就業先の業種・雇用形態等)に関する追跡調査を実施し、その結果を分析して事業報告書を作成し、本市に報告すること。

6 見積額について

見積額は募集定員(約 30 名)に基づき実施した場合の受託者が手配するすべての経費(セミナーや交流会等の講師、登壇者等の選定、交渉、手配、謝金等を含む)とし、委託業務終了後、本事業に係る経費を支払うものとする。なお、参加者から参加費は徴収しない。

7 個人情報の取り扱い

(1) 参加者に係る個人情報は、すべて本市に帰属するものとし、逗子市個人情報保護条例(平成3年逗子市条例第 18 号)に基づき適正に取り扱うこと。また、個人情報保護法に基づき、業務履行上知り得た参加者の個人情報の流出及び不正使用の防止策を講ずること。

(2) セミナーにおける参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、参加者本人の責任において行うこととし、これらに伴うトラブルに関して逗子市及び受託者はその責を負わない。

8 契約の解除

本市及び本業務の受託者は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

なお、この場合の契約の解除は損害賠償の請求を妨げないものとする。

9 その他

- ・各業務において想定される相談内容に応じた体制を設けること。
- ・本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と本業務の受託者にて協議の上、決定すること。
- ・不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合、逗子市と受託者が協議したうえで業務内容、契約金等を変更する場合がある。